

第7章 環境影響の総合的な評価

第7章 環境影響の総合的な評価

対象事業実施区域が位置する北仲通地区は、新たな開発により都市機能の集積が進む“みなとみらい21地区”と、古くからの中心市街地である“関内地区”の結節点に位置し、都市計画道路栄本町線や都市高速鉄道みなとみらい線の開通にあわせて、再開発等により横浜都心部にふさわしい機能の集積を図り、歴史的資産の保全・活用や水辺のプロムナードの整備等、魅力ある都心づくりを進めている地区です。また、北仲通地区は、「関内・関外地区活性化ビジョン」（横浜市 関内・関外地区活性化協議会、令和2年3月）で示されているまちづくり方針である、持続的ににぎわいと活力づくり、回遊性を高める基盤づくり、誰もが安心できる環境づくりと連続性をもった拠点として発展することが期待されています。さらに、北仲通地区の都市計画道路栄本町線を挟んだ北側の北仲通北地区には、都心部の新しい拠点にふさわしい土地利用の実現と、シンボル性の高い景観形成、にぎわいの創出を目的とした、「北仲通北再開発等促進地区地区計画」が策定されています。

本事業は、この地区計画に沿って、今後の横浜の国際競争力強化に資する魅力的な業務機能、商業機能及び都心型住宅機能を有する多機能複合施設を新設し、水際のにぎわいを演出する水辺に開かれた魅力的な外構空間を生み出すとともに、北仲通地区及び都心臨海部に調和し、群としてまとまりのある横浜らしい品格のある眺望景観を形成することにより、まちづくりに貢献する事業を進めるものです。また、本事業では方法市長意見を踏まえ、ZEH-M Orientedを採用し省エネルギーを実現するとともに、電気自動車を普及させ温室効果ガス削減に寄与するため、駐車場内には充電設備を設置する計画にする等、先進的な環境配慮にも取り組んでおります。

今回、事業計画の内容から、環境影響評価項目として、工事中では、温室効果ガス、廃棄物・建設発生土、大気質、土壌、騒音、振動、地盤、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）の8項目、供用時では、温室効果ガス、生物多様性（植物、動物、生態系）、廃棄物・建設発生土（一般廃棄物、産業廃棄物）、大気質、騒音、振動、電波障害、日影（日照障害）、風害、安全（浸水）、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）、景観の12項目を選定し、調査、予測を行いました。

その結果、多くの項目において、国が定めている環境基準や横浜市が定めている基準を満足、または横浜市が定めている上位計画等と整合しているものと予測され、さらに、環境の保全のための措置を講じることで更なる影響の低減が図れるものと考えています。

しかし、事業者としては、更なる環境配慮を行っていくとともに、環境保全目標は達成するものの、環境に及ぼす影響が比較的大きいと思われる環境影響評価項目、並びに予測・評価において不確実性が大きい環境影響評価項目については、次章に示すとおり、事後調査を実施し、本事業の実施による著しい影響が確認された場合には、適切な対応を図っていくこととして考えています。

以上、予測結果並びに環境の保全のための措置を踏まえた各環境影響評価項目の評価結果から、本事業の実施による環境影響の総合的な評価としては、計画立案時や工事中、供用時に様々な環境の保全のための措置を講じることで、一定の影響回避や低減が見込めると考え、事業者の実行可能な範囲内で環境に対する配慮が検討された計画であると評価します。

